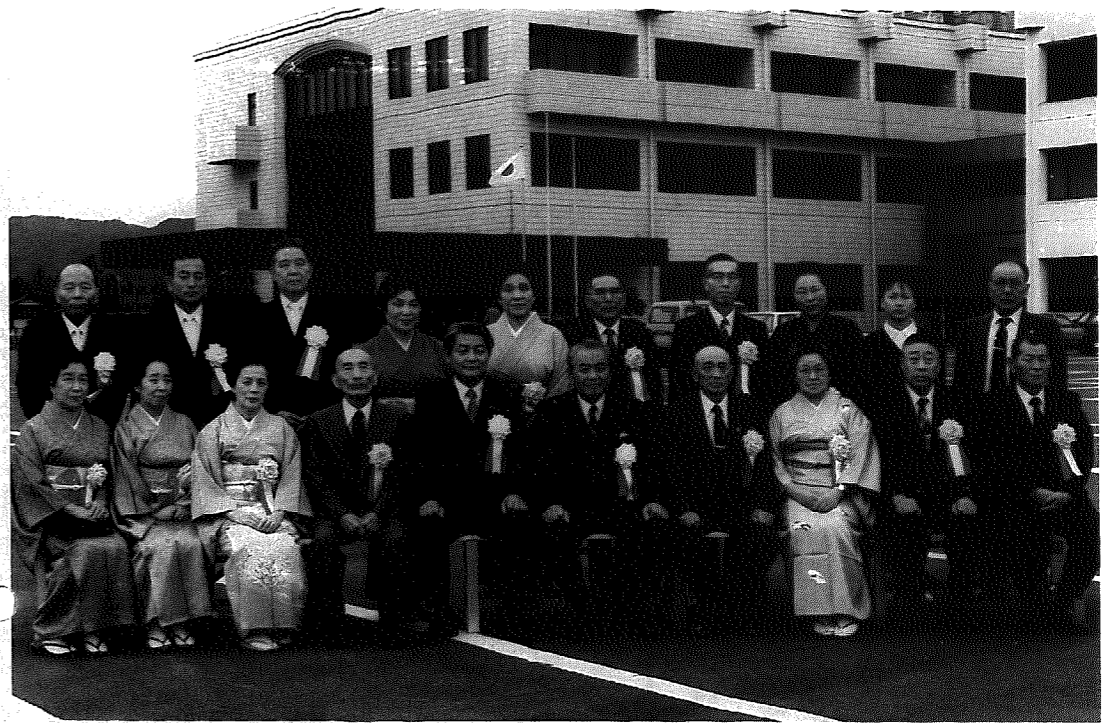


# 岩室村功労者表彰式

## 今年、功労者十四人を表彰 受賞おめでとうございます。



〈前列左から〉山崎ユキさん、阿部チセさん、松井イツさん、由井助松さん、和田村議会議長、鷺沢村長、石添義雄さん、小島ヨキさん、福田和雄さん、後藤勉さん 〈後列左から〉成田教育長、金子収入役、竹内助役、高橋タカさん、井塚昌代さん、渡辺六郎さん、本間泰さん、中澤靖雄さん(代理)、間奈央子さん、藤田村議会副議長

ことしも先月一日、公民館講堂で「岩室村功労者表彰式」が行われました。

この表彰式は、村ほう賞条例に基づき、村政の進展や教育文化、スポーツの振興などに寄与された方々を表彰するもので、ことしは十四人の方が受賞されました。

式典では、鷺沢村長が「岩室村の発展は、皆さまの尽力によるもので、今後もより一層のご協力とご支援をお願いします」と式辞を述べ、被表彰者一人ひとりに表彰状(または感謝状)と記念品を手渡し、その労をねぎらいました。そして、来賓からの祝辞のあと、被表彰者を代表して石添義雄さんが謝辞を述べ式典を終了しました。

それでは、ことしの被表彰者の皆さんをご紹介します。

○小島ヨキさん(石瀬・七十五歳)  
保護司として十九年十月、更生保護や犯罪予防等、地域社会の安定に大きく貢献されました。

○石添義雄さん(岩室・七十四歳)  
保護司として十九年十月、更生保護や犯罪予防等、地域社会の安定に大きく貢献されました。

○福田和雄さん(和納五区・五十八歳)  
村職員として三十九年間在職し、行政サービスの向上と岩室村勢の発展に大きく貢献されました。

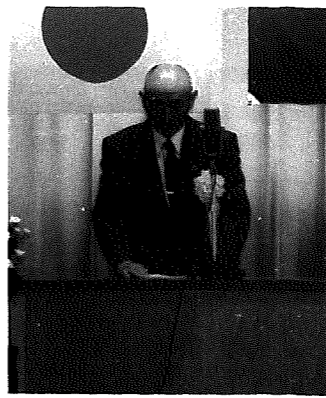
○後藤勉さん(橋本・五十九歳)  
村職員として二十八年間在職し、行政サービスの向上と岩室村勢の発展に大きく貢献されました。

○松井イツさん(分水町・七十二歳)  
昭和四十四年から岩室温泉芸妓連の舞踊指導にあたられ、観光岩室の発展と郷土芸能の振興に大きく貢献されました。

○山崎ユキさん(和納四区・六十八歳)  
多年にわたり芸道に精進され、観光岩室の発展と郷土芸能の振興に大きく貢献されました。

○阿部チセさん(岩室・七十歳)  
多年にわたり芸道に精進され、観光岩室の発展と郷土芸能の振興に大きく貢献されました。

○高橋タカさん(岩室・五十六歳)  
多年にわたり芸道に精進され、観光岩室の発展と郷土芸能の振興に大きく貢献されました。



▲被表彰者を代表して謝辞を述べる石添義雄さん。



の発展と郷土芸能の振興に大きく貢献されました。

○井塚昌代さん(岩室・五十五歳)  
多年にわたり芸道に精進され、観光岩室の発展と郷土芸能の振興に大きく貢献されました。

○間奈央子さん(和納八区・十七歳)  
体操競技新潟県代表として、全国高校総合体育大会に出場し床運動で三位に入賞。また北信越国体においては、個人総合優勝に輝くなど、郷土の栄光と住民の士気昂揚に大きく貢献されました。

○本間泰さん(石瀬・六十七歳)  
村行政振興のために多額の浄財(百万円)を寄付され、岩室村勢の進展に大きく貢献されました。



▲14人の功労者をまえに、式辞を述べる鷺沢村長

○渡辺六郎さん(種曾・六十四歳)  
村行政振興のために多額の浄財(五十万円)を寄付され、岩室村勢の進展に大きく貢献されました。

○由井助松さん(石瀬・八十七歳)  
村行政振興のために多額の浄財(五十万円)を寄付され、岩室村勢の進展に大きく貢献されました。

○中澤靖雄さん(和納十二区・五十八歳)  
和納小学校の完成記念として、絵画(首相官邸掲額画百号)を寄贈され、教育環境の充実に大きく貢献されました。

※岩室村ほう賞条例第七条の規定により、以上公表いたします。(総務課)

## 村議会議員一般選挙

### 立候補予定者 説明会

■日時：12月25日(水)午後1時30分  
■会場：岩室村役場2階研修室

岩室村選挙管理委員会では、来年1月19日に執行予定の村議会議員一般選挙に立候補を予定されている人を対象に、説明会を行います。

立候補を予定されている関係者(立候補予定者1人につき2人以上)は、必ずご出席ください。

なお詳しくは、村選挙管理委員会(役場総務課内☎82-4111内線216)までどうぞ。

### 投票所が変わります

#### 和納地区第1投票所

今回の村議会議員一般選挙から和納地区第1投票所が、和納保育園に変更になります。

これは、いままで会場であった和納小学校が、新校舎へ移転したために変更されるもので、投票の際にはお間違いのないようご注意ください。

投票区	投票区	投票所
第1	和納4区・5区・6区	変更前 和納小学校
	7区・8区・10区	変更後 和納保育園

### 贈らず、求めず、受取らず。

### きれいな選挙のキーワード。

12月は、お歳暮などの贈物が多くなる季節です。しかし、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。違反すると処罰されます。また、有権者が求めることも禁止されています。お金のかからない政治のために、寄付禁止のルールを守るよう、日ごろから心がけましょう。

また、政治家(候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者)は、選挙区内にある人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や書中見舞などの時候のあいさつ状(電報なども含む)を出すことも禁止されています。

●育みたいね、明るい社会。  
始めようよ、明るい選挙から。